

第 3 期加須市子ども・子育て支援計画の策定に向けた調査内容について

1 次期計画（第 3 期）の策定方針について

第 3 期計画については、第 2 次加須市総合振興計画等との整合性を図り、現行計画の見直し及び子どもの貧困対策計画を拡充させるなど、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策についての計画として一元化して策定します。

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度～令和 1 1 年度
ニーズ調査等の実施	計画策定の実施	第 3 期計画期間

■第 3 期計画の構成

第 1 編（共通編）：計画の背景、概要、子ども・子育てをめぐる本市の現状
第 2 編：子ども・子育て支援計画（次世代育成支援対策推進法）
① 市町村行動計画「子ども・子育て支援施策（基本目標 6 項目）」
② 子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）
第 3 編：子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
① 幼稚園教育、保育所保育のニーズ量（見込み）・確保方策
② 地域子ども・子育て支援事業（学童保育・支援拠点等）のニーズ量（見込み）・確保方策

政府は、こども基本法第 9 条に基づく「こども大綱」を閣議決定（令和 5 年 1 2 月 2 2 日）し、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の 3 つの大綱を一元化した、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども施策を進めていくとしています。本市としては、こうした動向を踏まえて、現行計画の見直し及び子どもの貧困対策計画を拡充させた第 3 期計画の策定を行います。

■根拠法令

① こども基本法第 1 0 条

市町村は、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定める「こども大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）」等を勘案して、子ども施策についての計画を定めるよう努める。

② こども基本法第 1 1 条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

2 調査について

(1) 調査の目的

本市の子ども・子育て世帯の生活実態や動向、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズや課題、子育てや教育に関する保護者の意識、子ども自身の成長に伴う意識の変化、生活の困窮が子どもの意識等に与える影響等を把握・分析し、第3期計画策定のための基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査対象者及び調査数

■調査項目 A：子育て支援に関するニーズ調査（保護者への調査）

【資料 4-1、4-2：参照】

調査対象者		調査票	調査対象者数	抽出法
保護者	就学前児童の世帯	1 種類	約 1, 200 人	無作為
	小学生児童の世帯	1 種類	約 1, 200 人	
計		2 種類	約 2, 400 人	

■調査項目 B：子どもの生活状況調査（児童とその保護者への調査）

【資料 4-3、4-4、4-5：参照】

調査対象者			調査票	調査対象者数	抽出法
児童とその保護者	小学 5 年生	児童	1 種類	約 400 人	無作為
		保護者	※1 種類	約 400 人	
	中学 2 年生	児童	1 種類	約 400 人	
		保護者	※1 種類	約 400 人	
計			3 種類	約 1, 600 人	

※調査票：小学 5 年生保護者と中学 2 年生保護者は同種類とする。

■調査対象者について、12 月 1 日時点の住民基本台帳を基に無作為で抽出します。

(3) 調査方法

郵送調査（郵送にて調査票を配布・回収）

※返信用封筒（料金受取人払い）により、市子育て支援課宛てに郵送

※無記名回答

(4) 調査期間

令和 6 年 2 月 7 日（水）～令和 6 年 2 月 26 日（月）を予定

(5) 調査内容

国が示す調査項目（基本方針等）をもとに、策定予定の事業計画に反映できるよう、本市独自の設問を加え、国が求める需要見込みに必要な項目を確実に把握したうえで、本市の実情に応じた設問を設計する。

3 スケジュールについて

時 期		内 容
令和5年度 (調 査)	令和5年9月	・第1回加須市子ども・子育て会議【概要等説明】 R5年9月5日(火)開催
	令和5年 10～11月	・業者選定及び契約(調査及び策定業務委託:複数年契約)
	令和5年12月	・調査対象児童データ抽出(無作為)等作業 ・調査票(素案)作成 ・第2回加須市子ども・子育て会議【調査内容等説明】 R5年12月26日(火)開催
	令和6年1月	・調査票作成
	令和6年 2月上旬	・調査票発送
	令和6年 2月中下旬	・調査実施 期間:R6年2月7日(水)～R6年2月26日(月)予定
	令和6年 2月下旬～ 3月中旬	・調査回答結果集計・分析
	令和6年3月	・第3回加須市子ども・子育て会議【調査結果説明】 R6年3月下旬 開催予定

時 期		内 容
令和6年度 (策 定)	令和6年 4～10月	・計画素案作成・修正、関係課照会・回答結果集計 ・第1回加須市子ども・子育て会議(6月)開催予定 ・政策会議(7月)開催予定 ・第2回加須市子ども・子育て会議(8月)開催予定
	令和6年 10～11月	・パブリックコメント実施
	令和6年 11～12月	・計画素案修正・確定、計画策定 ・第3回加須市子ども・子育て会議(12月)開催予定 ・政策会議(12月)開催予定
	令和7年 1～3月	・第4回加須市子ども・子育て会議回(1月)開催予定 ・計画書印刷・製本、計画書公表

4 参考資料

■計画に係る調査及び策定業務委託事業者について

- (1) 事業者 地域計画株式会社 埼玉営業所（本社：群馬県太田市西本町47-11）
- (2) 所在地 埼玉県熊谷市上中条1007-3
- (3) 実績 加須市高齢者生活実態調査（令和4年度）及び策定（令和5年度）
足利市子どもの意識調査、小山市子どもの生活実態調査 等

■こども基本法について

- (1) 公布日 令和4年6月22日
- (2) 施行日 令和5年4月 1日

こども基本法（抄）

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

（都道府県こども計画等）

第10条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。